

# 九・一〇世紀リバゴルサ地方における城塞と空間組織

## 足 立 孝

### 一 問題の所在

一九七八年ローマで開催された国際研究集会<sup>(1)</sup>『地中海西欧における封建構造と封建制(一〇世紀—三世紀)』において、ピエール・ボナシイは、自らが専門とするカタルーニヤの知見を参照軸としながら、封建的社会構造の発展様式とクロノロジィがフランス南部からスペイン北部という広大な領域で基本的に共通であったと主張している<sup>(1)</sup>。ただ、ここでは依然として、カタルーニヤおよび南フランスとアラゴン以西のイベリア半島とを分かつ理解の懸隔が足枷となっていて、それをいかに埋めるかというきわめて困難な作業に彼の努力の大半は捧げられていた。

それ以来、地中海諸地域の専門研究が続々と世に送り出されてきたが、そうした懸隔は解消されるどころか、ますます広がりつつあるようにみえる。まず、カタルーニヤ以南の南フランス諸地域では、古代ローマ的な公的・国家的統治組織が比較的強固に存続したために、紀元千年頃の政治的・社会的危機を最大の契機として封建制が急激に形成されてくるとされる<sup>(2)</sup>。他方、ガリシア

からカステイリヤまでのイベリア半島西部諸地域では、ローマ・西哥ト的な公的統治組織はもはや前提とされておらず、国家形成そのものが一〇世紀初頭という比較的早い時期から始まる封建制の形成とパラレルであったと想定されている<sup>(3)</sup>。また、ナバーラおよびアラゴンは最近の研究ではどちらかといえば前者に加えられる傾向があるが<sup>(4)</sup>、たとえばジュゼップ・マリア・サルラクはこれらの地域を前者と後者との中間的形態と位置づけており、結局のところローヌ川からガリシアまでを三つの領域に大別せざるをえなくなっている<sup>(5)</sup>。

ここではさしあたり、城塞とそれを軸とした空間組織の問題をとりあげてみよう。城塞とそれに付属する城塞領域を封建社会の基礎細胞とみなすいわゆるシャテルニー(城主支配圏)細胞論は、とりわけフランス学界で通説としての地位を保ちつつづけている。城塞は本来国王や伯に帰属する公権力の象徴とみなされていたから、私有の城塞が飛躍的に増加する紀元千年頃から、裁判・軍事・経済一般にかかわる公的諸権利を掌握した城主(すなわちバ

ン領主)が割拠する、無秩序な、もしくは私的な支配・従属関係のほかに秩序を維持するすべをもたない社会が形成されてくることになる。もつとも、シャテルニーそのものは、紀元千年以降に固有の事象ではない。城塞は一般に付属領域を備えているので、純粋に行政・軍事的枠組としてのシャテルニーならば紀元千年以前にも存在しなかつたわけではない。したがって、城主個人に帰属する語の真の意味での支配領域、すなわち独立シャテルニー(ジヨルジュ・デュビイ)<sup>7)</sup>が典型的に形成されてくるのが、紀元千年以降ということになる。

ところが、アラゴン以西のイベリア半島北部諸地域では、カタルーニヤなどと比較すると城塞そのものの絶対数が少ないうえに、それらの分布はもっぱらアンダルスとの辺境地帯に限定されているので、封建制の形成過程において城塞が占めた地位は相対的に低く見積もられることになる。たとえば、ナバーラおよびアラゴンでは、城塞は紀元千年以降に一定の増加をみるが、それらの分布もやはり辺境地帯に限定されていて、私有城塞の所見にいたっては一一世紀をつうじてほとんど存在しない<sup>8)</sup>。これはカステールヤ以西においても同様であるが、前述のように最近の研究動向では封建制成立の時期が一〇世紀に想定されているので、城塞が果たした役割は必然的に低く見積もられることになる。ホセ・アンヘル・ガルシア・デ・コルターサルは権力の構造化の過程を空間の組織形態と絡めて把握しようとするが、ここでは城塞はほとんど扱われることがない<sup>9)</sup>。これは理由のないことではないのである。

このように城塞に焦点を合わせたとき、わたしたちはカタルー

ニヤ以东とアラゴン以西という伝統的な地理的区分にふたたび直面することになる。そこで注目したいのが、カタルーニヤとアラゴンのはざまに位置するリバゴルサという地域である。この地域の曲折に満ちた歴史を簡単に振り返ると次のようになる。まず七七八年のカロリング朝フランク王国によるサラゴース侵攻ののち隣接する東のパリヤースとともに歴代トゥールーズ伯の管轄下におかれる(九世紀初頭〜八七二年)。その後、ガスコーニュ系のラモンを伯としてフランク王国から独立を果たすが、次の世代にはリバゴルサとパリヤースは事実上の分裂をみてリバゴルサは独立伯領となり、一〇二〇年代の政治的危機までいちおう命脈を保つことになる。そして同時期以降、この地域はナバーラ国王とパリヤース伯の支配下で事実上分断され、その支配はアラゴン国王の下に受け継がれる。ところが、下リバゴルサへの征服活動は、アラゴン国王やパリヤース伯だけでなく、バルセローナ伯、ウルジェイ伯、さらには彼らの封臣にしてアジャル副伯を称したアルノウ・ミル・ダ・トストまでもが加わって、まさしくナバーラ<sup>10)</sup>アラゴン貴族とカタルーニヤ貴族とが邂逅する場となつてゆくのである。

こうした歴史的経緯が災いしたせいも、この地域の専門研究は紀元千年頃を境にカタルーニヤ史からアラゴン史へと引き継がれるという形をとって、双方のあいだで対話的に研究が進められてこなかった。事実、まとまった研究はわずかに、ラモン・ダバダル・イ・ダ・ピニヤルスの『パリヤースおよびリバゴルサ伯領(カロリング期カタルーニヤ第三卷)』(一九五五年)、フェルナンド・ガルティエル・マルティの『リバゴルサ。独立伯領の時代

(起源から一〇二五年まで)<sup>10)</sup>(一九八一年)の二点を数えるにすぎないのである。<sup>10)</sup> だが、この地域は、カタルーニャ型の封建的支配関係と、ナバーラ・アラゴン型のそれとが並存してゆくこともあって、比較研究の恰好の素材となることが予想される。ここでは、さしあたり九・一〇世紀の同地域でもとくにノゲーラ・リバゴルサーナ川流域の空間組織のあり方を明らかにすることで、今後の作業の出発点としたい。

## 二 史料

リバゴルサでは、文書がオリジナルの形で伝来していることはきわめてまれである。それゆえ、以下で検討の材料となる史料は総じて修道院に伝来する「証書集」(カルテユレル「cartulaire, cartulario, cartofal」)に限定されることになる。まず、この地域随一の文書量を誇るのが、サンタ・マリア・デ・アラオン修道院の証書集である。この証書集に集成された文書は、トゥールーズ伯ピゴが発給した修道院再建文書(八〇六年から八一四年)を皮切りに、その大半が九世紀と一〇世紀のもので占められていて、九・一〇世紀だけで二二四点あり、しかも修道院が所在するノゲーラ・リバゴルサーナ川の下流域およそ四〇〇平方キロメートルときわめて狭い領域に関わるものとなっている。<sup>11)</sup>

この証書集の第一〇六葉には、筆写した人物と時期を比較的正確に同定させる次のような文言が記されている。すなわち、「貴顕にして高潔たるサンタ・マリア・デ・アラオン修道院長ベルナルドは、そこで奉仕するすべての修道士たちとともに、また貴顕たるロダ司教ラモンの面前で、証書集の編纂事業に着手した。こ

の地域を支配し、統治していた国王サンチヨの治世のことである。かくして上記の証書集は、聖処女マリアならびに聖使徒ペテロの名誉の下に編纂されることになった。サンタ・マリア・デ・アラオン修道院の司祭にして修道士ドミニクスがこれをなした」<sup>12)</sup>

この記述の中に登場する修道院長ベルナルドの在位期間が一〇七八年から一〇九八年まで、ロダ司教ラモンの在位期間が一〇七六年から一〇九四年まで、そしてアラゴン国王サンチヨ・ラミレスの治世が一〇六四年から一〇九四年までであり、修道士ドミニクスは、一〇八八年に同修道院の三点の文書を書記として作成している。したがって、証書集の編纂が着手されたのは、一〇九〇年頃とみるのが妥当なところであろう。<sup>13)</sup>

ついでノゲーラ・リバゴルサーナ川上流域を中心に所領を展開させたサンタ・マリア・ダ・ラバシユ修道院にも、証書集が伝来している。ただし、証書集の原本は散逸しており、現在わたしたちの手元に残されているのは一八世紀の手稿本のみである。紀元千年までの文書は八四〇年の土地売却文書を皮切りにわずか二九点で、それらはすべてダバダルによって刊行されている。なお、紀元千年以降の文書については、一九八四年にイグナシ・ブッチの手で刊行された。<sup>14)</sup>

他方、おそらく九世紀後半にイサベナ川上流に創建されたサンタ・マリア・デ・オバーラ修道院<sup>15)</sup>には、一〇世紀初頭から比較的多数の文書がほとんど単葉形式のコピーのままで伝来している。ただし、この修道院の文書群にはきわめて数多くの改竄文書が含まれており、使用する際には細心の注意が要求される。また、証書集についてはその編纂時期をソプラルベのサン・ピクトリアン

修道院に併合された一世紀後半とするか(ダバダル)、併合後も修道院固有の文書庫が存続して一世紀末葉に編纂されたとするか(アンヘル・ホセ・マルティン)で見解が大きく分かれている。<sup>16)</sup> 同修道院の文書群は九・一〇世紀のものがダバダルならびにアントニオ・ウビエト・アルテータによって、紀元千年以降のものがマルティンによって刊行されるにいたっている。<sup>17)</sup>

最後に、九五六年に創建されたロダ司教座聖堂教会の証書集も、集成された文書の大半が一世紀のものであるとはいえ、リバゴルサを扱つうえでは欠かせない。とくに紀元千年以前の文書はダバダルによってまとめられているが、この証書集に集成された文書はきわめて膨大かつ整理されていないので、一九世紀のハイメ・ピリヤヌエバの『スペイン教会文学紀行』第九、一五、一七巻に収録された手稿本と、フアン・フェルナンド・イエラ・ウトリーリヤによって刊行された『ロダ証書集』(一九三三年)を付随的に参照する必要がある。<sup>18)</sup>

### 三 バークスとコミタートゥス

リバゴルサは、東西に伸びるピレネー山脈とその南に広がるブレヒレネー山系に囲まれた山岳地帯である。これらの山々が織りなす帯に、北から南へと流れる諸河川がほぼ垂直に交差して人びとが日常的な生活を営みえた唯一の空間である狭隘な渓谷が穿たれている。すなわち、西からエセラ(カローニカ(Calontica))川<sup>19)</sup>とその支流イサベナ川、そしてノゲーラ・リバゴルサーナ川である。これらの河川が穿つ渓谷はしばしば河川流域の主要な定住地の名前で呼ばれている。エセラ川流域の場合は、北からベナスケ溪

谷、ソス溪谷(Valle Sostana)<sup>20)</sup>、アシエン溪谷(Vallis Axenis)<sup>21)</sup>、イサベナ川は全体がリバゴルサ溪谷(Valle Ripaurcense)<sup>22)</sup>と呼ばれていて、それぞれに数々の支流に沿って形成された小渓谷が合流している。また、ノゲーラ・リバゴルサーナ川流域では、バリエラ川流域のセニン溪谷(Valle Singici)<sup>23)</sup>、現在はアルタ・リバゴルサに含まれるバラベス溪谷(Vallis Arravensis)<sup>24)</sup>、ノゲーラ・ダ・トー川流域のボイ溪谷(Valle Boimam)<sup>25)</sup>を筆頭に、やはり幾多の支流がそれぞれ渓谷を形成してノゲーラ・リバゴルサーナ川に注ぎこんでいる。

冒頭で述べたように、山々と溪谷からなるこの土地は東のパリヤースとともに九世紀初頭からトゥールーズ伯の管理の下におかれた。だが、八七二年に同伯ベルナルが殺害されると、八八四年からラモン(一世)なる人物を伯として、カタルーニャの中では最も早期にフランク王権からの独立を果たすことになる。ナバーラ宮廷で成立した『ロダの書』と呼ばれる系図史料によれば、同人の妹ダデルダは、アリストタ朝にかわる新たなナバーラ王家の始祖ガルシア・ヒメネスと結婚し、この王朝からの最初の国王となるサンチョ・ガルセス(一世)を産んだとされている。<sup>26)</sup> アンダルス上辺境領で覇を唱えたムワツラドのカスイー家出身でリエイダの支配者であったルツプ・イブン・ムハンマドによって、九〇四年にパリヤースが侵略されたとき、ラモン一世の子イサルンが捕虜としてトゥデラに連行されたが、数年後に同人を救出したのはまさしくサンチョ・ガルセス一世であった。こうしたナバーラ王国との結びつきと同時に、ラモン一世はルツプの度重なる侵略を免れるべく、その娘を二人目の妻に迎えるという措置すら

とつてゐる。アラオン修道院に伝来する三点の年代記にラモン一世の記述が欠如しているのは、彼がムスリムに対して弱腰であったからという説明がしばしばなされるが<sup>33)</sup>、これら一連の措置は、アングルスとフランク王権とのほさまで独立状態を維持するためには欠かせない手段であつたと想定される。

ラモン一世には五人の息子があり、パリアース・リバゴルサウ教アトを除いて、ベルナルド、ミロ、イサルン、リヨップの四名がみなラモン一世の晩年から伯を名乗っている。『アラオン第二年代記』では、ベルナルドがアラゴン伯ガリンド・アスナレス二世の娘トダ・ガリンデスを娶ることによって、ソブラルベを併合したとあり、同人の息子ラモン、ボレル、ミロのあいだで伯領が分割され、リバゴルサ、パリアース、そしてノゲーラ・リバゴルサーナ川からノゲーラ・パリアレサ川までの領域がそれぞれ継承されたことと記されている。<sup>34)</sup>一〇世紀の文書史料によれば、正確にはベルナルドの子孫がリバゴルサ、イサルンとリヨップの子孫がパリアース、ミロの子孫がノゲーラ・リバゴルサーナ川からノゲーラ・パリアレサ川までの領域となるべきところのだが、それはともかく、彼らの活動範囲が以上の三つの領域に事実上分かれたれていたことは疑いない。

だが、ここであえて活動範囲と表現したのは、年代記で記されているような、厳密に画定された領域がこれらの伯に分割されていたとは考えにくいからである。とりわけ問題となるのが、ミロに帰属したとされるノゲーラ・リバゴルサーナ川流域である。同人は、九一三年から九三〇年代までこの地域で土地を購入し、九五四年にそれらをアラオン修道院に寄進している。<sup>35)</sup>そして、彼

の子ギエムもやはり伯として、九四七年には司教アトによるラバシユ修道院へのベネディクト戒律導入の際にとともに名を連ねているし、<sup>36)</sup>九六一年には、司祭アルテミールが寄進したアラオン修道院の財産をめぐる紛争を裁いている。<sup>37)</sup>さらに、同人は九七五年においても、父ミロから継承したセニン城における一〇分の一の賦課(decima)徴収権をオバーラ修道院に寄進している。<sup>38)</sup>ところが、ベルナルドもまた、彼らと同じように、九三九年にスエール領域内のマッシベルなるウィラ(villa)をラバシユ修道院に寄進し、<sup>39)</sup>九四九年にはアラオン修道院への様々な財産の寄進<sup>40)</sup>、さらに九五〇年にはソペルン渓谷をムスリムの手から奪回し、サン・ピセンテなるロクス(Locus)をラバシユ修道院に寄進しているのである。<sup>41)</sup>

以上に挙げた伯の後継者たちの世代になると、事態はさらに錯綜する。『アラオン第二年代記』では、ミロの系統が途絶えると、二つのノゲーラ川の間領域はラモンとブレイ、つまりベルナルドの子孫とリヨップの子孫とのあいだで分割されたことである。<sup>42)</sup>ここでもやはり、ベルナルドの系統では、息子ラモン二世から、その息子ウニフレッド、アルナルド、イサルノ、オデシンド、娘トダ、アバへと続き、このうち九五六年にロダ司教となったオデシンドとカステイリヤ伯ガルシア・フェルナンデスに嫁いだアバを除いて、全員が伯ないし女伯を名乗っている。他方、リヨップの系統では、ラモン二世、ブレイ、スニエが同時に伯を名乗り、スニエの子ラモン三世とギエム二世の段階でついに、パリアース・ジュッサ(下パリアース)伯領とパリアース・スピラ(上パリアース)伯領とが事実上の分裂をみるとされるのである。



これら二つの系統を従来どおりそれぞれリバゴルサ伯とパ  
リヤース伯と呼ぶとして、この区分にしたがって、それぞれの統  
治領域をリバゴルサ伯領とパリヤース伯領と呼んでしまえるのな  
らば、事態は容易に説明されうるであろう。少なくともエセラ＝  
イサベナ河谷が前者、ノゲーラ・パリヤレサ河谷が後者という点  
ははつきりとしている。だが、ここでも問題となってくるのがノ  
ゲーラ・リバゴルサーナ河谷である。一〇世紀後半に同河谷の土  
地や権利をめぐるて発給された文書は、前者が九点<sup>38)</sup>、後者がわ  
ずか二点<sup>39)</sup>にすぎない。アラオン修道院やラバシュ修道院には一  
〇世紀をつうじて一〇〇点を超える文書が伝来していることを考  
えれば、両系統が発給した文書があわせて一一点というのはいか  
にも少ないように思われる。むしろこの割合は、エセラ＝イサベ  
ナ河谷のオバーラ修道院に発給された前者の文書の割合と、ノ  
ゲーラ・パリヤレサ河谷のサン・ピセンヌ・ダ・ジェリ修道院に  
発給された後者の文書の割合とは比べものにならない。また、と  
くにパリヤース側の系統が発給した文書がわずかに二点を数える  
のみであるのは、ウルジェイ＝バルセローナ伯との結びつきが強  
化され、その関心がカタルーニャ中心部により近い方面に集中し  
ていたせいかもしれない。なお、両系統がそれぞれ同河谷に発給  
した文書数は、一一世紀に入ると完全に逆転する。<sup>40)</sup>

ここで、リバゴルサとパリヤースがそれぞれ史料の中でどのよ  
うに表現されているかを検討してみよう。ルイ敬虔帝とシャルル  
禿頭王がそれぞれ八三五年および八六〇年にウルジェイ司教座聖  
堂教会に賦与した特権状では、両者はともにパーグス(pagus)と  
呼ばれている。<sup>41)</sup> この言葉はローマ期の税制上の区分を起源とし

ており、そうした区分自体が西ゴート期、さらには九世紀におい  
ても根強く残っていたことは疑うべくもない。<sup>42)</sup> 他方、コミター  
トゥス(comitatus)すなわち「伯領」という言葉は、リバゴルサ  
にかぎっていえば九六〇年頃まで登場しない。<sup>43)</sup> 九世紀初頭から  
伯は一貫して存在するのに、伯領という概念は一〇世紀後半まで  
存在しないし、統治領域の名称を冠してリバゴルサ伯などと名乗  
ることもいつさいないのである。<sup>44)</sup> この一〇世紀後半という時期  
は、初出の年代に多少の偏差はあるものの、カタルーニャ全体を  
つうじてほぼ共通しているといつてよい。

ノゲーラ・リバゴルサーナ河谷については、アラオン修道院と  
ラバシュ修道院を例にとつてみてみよう。前者はノゲーラ川西岸に  
位置するが、八七一年に「パリヤースのパーグス(pago Palares)」<sup>45)</sup>  
そのまま九五九年には「パリヤースのコミタートゥス(comitatum  
Palares)」<sup>46)</sup>に所在するとされている。ところが九七三年の伯  
ウニフレッドの寄進文書から、この修道院の所在地は「リバゴ  
ルサ」という名の「コミタートゥス(comitatum nominato, id est  
Ripacorseuse)」と説明され<sup>47)</sup>、ウニフレッド以降の伯が発給した  
文書において「リバゴルサ伯領」の修道院として記されることに  
なる。また、ノゲーラ・リバゴルサーナ川東岸に所在するラバ  
シュ修道院についても同じように、一〇世紀末葉の伯アルナルド  
の寄進文書において、はじめて「リバゴルサ伯領」の修道院として  
登場する。<sup>48)</sup> これは、これらの修道院に寄進・売却された土地の所  
在地についても同じであり、たとえば「リバゴルサ伯領にあるイス  
クレス城(castro Aciscles, qui est in comitatu Ripacorseuse)」  
といった表現も一〇世紀後半から書記によって書かれるようにな

る。<sup>49)</sup>したがって、「コミタートウス」という言葉の登場とほぼ時期を同じくして、同河谷は「リバゴルサ伯領」のなかにあることになっていたのである。

ピエール・ボナシイは、一〇世紀カタルーニヤにおける伯領が同名のパーグスの枠組にほぼつねに一致するとし、語の真の意味で自生的な単位であつたとした。<sup>50)</sup>いいかえれば、伯領という単位は本来、パーグスの枠組を母体としているので、潜在的に伯よりも先行していたことである。だが、問題はそれほど単純ではない。歴代のトゥールーズ伯からラモン一世へと受け継がれたのは、リバゴルサとパリアースという二つのパーグスであつた。そこからベルナルド、ミロ、リヨップを筆頭とする三つの系統が分かれて、統治の中心はそれぞれ三つの渓谷、すなわちエセラ<sup>51)</sup>、イサベナ河谷、ノゲーラ・リバゴルサーナ河谷、ノゲーラ・パリアレサ河谷となつた。しかし、そもそも地理的に隔絶した渓谷が人々の基本的な生活空間であつたのであるから、リバゴルサとパリアースという二つのパーグスが全体として支配されているといつても、実効的な支配は渓谷ごとに分断されざるをえなかつたであろう。こうしたなかで、ベルナルドの系統がノゲーラ・リバゴルサーナ河谷に勢力を拡大してゆく過程で、もともとパリアースのパーグスに含まれていた同河谷がリバゴルサのコミタートウスに「編入」されることになる。それゆえ、コミタートウスはパーグスの枠組とはかならずしも一致しない。それどころか、この場合のコミタートウスはパーグスとは異なり、伯によって、あるいは伯の支配を受け入れた人びとの認識によって、その枠組がいかにようにも変化しうる純粋に政治的な領域、簡単にいえば、あ

くまでも伯によって支配された領域を意味するにすぎなかつたのである。

#### 四 渓谷・パーグス・カストルム ノゲーラ・リバゴルサーナ川流域

文書主義が比較的強固に根づいていたカタルーニヤ全体にいえることであるが、この地域においても、ある土地が譲渡の対象となつた場合、その所在地、周囲の隣接物、土地の面積、さらにはそれを譲渡主が所有するにいたつた経緯などが文書に記されるのが通例である。たとえば、八四五年六月の土地売却文書では、次のように記されている。すなわち、「私は、私の両親の自有地のうちで私に帰属する耕地を賣方に売却する。その耕地はアレン渓谷のサン・マルティンの家と呼ばれるロクスにある。東はアルダリクスの耕地、西はテオデイラヌスの耕地（と隣接している）」<sup>51)</sup>。ここでは、土地の所在地が「渓谷」という広い枠組で表示され、それに続いてロクス名、さらに所有者の名前をともなつた耕地が隣接物として記されている。

一口にノゲーラ・リバゴルサーナ河谷といつても、それは、この場合のアレン渓谷のように、数々の支流が穿つた小渓谷や下位の領域区分によつて分節化されている。アラオン修道院による土地の集積が早くから行われたために、関係する史料所見も比較的早くから検出される同河川下流域から順にみてゆこう。まず東岸では、アスブルガフレータ渓谷（valle Spulafreta）<sup>52)</sup>、タムルシア川流域一帯からノゲーラ・リバゴルサーナ川西岸におよぶ比較的広い領域がオリット渓谷（valle Orriense）または「パーグ

ス・オリテンセ (pagus Oriense)<sup>53</sup>、ミラーリエス川流域がリヤスターリ溪谷 (valle Lastariensi)<sup>54</sup>、その河口付近がペイラ溪谷 (valle Veira)<sup>55</sup>、そしてノゲーラ・ダ・トー川流域が「テラ・カステロネンセ (terra Castellonense)」<sup>56</sup>、その上流域がリエス「溪谷 (valle Spetana)」<sup>57</sup>、カダゴノゲーラ・リバゴルサーナ川の最上流域が前述のようにパラベス溪谷 (valle Arravensis)<sup>58</sup>とそれぞれ呼ばれている。こいで西岸では、バリエラ川河口付近がアレン溪谷 (valle Arniense)<sup>59</sup>、その上流がソペルン溪谷 (valle Supertungo)<sup>60</sup>、オグス川流域がベリヤシア溪谷 (valle Vellasia)<sup>61</sup>、カダゴ北のバレリア川流域がセニン溪谷 (valle Singici)<sup>62</sup>となっている。

以上のうち、とくに東岸のオリット溪谷は、むしろ「パーグス・オリテンセ」として登場することのほうがはるかに多い。パーグスまたはコミタートゥスの下位区分にパーグスの名称が与えられたケースは、パリアースのアナウ、カルドス、ティルピア溪谷がそれぞれパーグスと呼ばれているように<sup>63</sup>、かならずしもめずらしいことではない。ただ「パーグス・オリテンセ」の場合、その初出が八〇六年から八一四年となっており、パーグスが下位の領域区分に適用された例としてはカタルニャ全体で最も早いケースであることを付け加えておこう。なお、オリットの場合、溪谷とパーグスが同一の広がりをもっていたことは、たとえばトロゴなるウイラがオリット溪谷にあると記されたり「パーグス・オリテンセ」にあると記されたりすることからも明らかである<sup>64</sup>。その一方で、ノゲーラ・リバゴルサーナ川西岸のアラオン修道院が一貫して「パーグス・オリテンセ」の領域内に所在して

いることから<sup>65</sup>、その領域は同河川西岸にまでおよんでいたことになる。それゆえ、一般に溪谷といった場合に想像されるのとは異なり、この場合の「溪谷」はたんに地形を指しているのではなく、おそらくは厳密に領域画定された語の真の意味での領域区分であったと考えられるのである。

前述の溪谷の名称は、大半が城塞の所在する定住地の名称からとられている。すなわち、オリット、リヤスターリ、カステリヨ・ダ・トー、アレン、ソペルン、ベリヤシア、セニンがそうである。そして、それらの溪谷には一つないし複数の城塞が所在し、複数の城塞が所在する場合には、溪谷の領域が複数の下位区分に分かたれていたのである。まず、表1の城塞 (カストルム「castrum」、カステルム「castellum」)の初出年代によると、オリットを筆頭にノゲーラ・リバゴルサーナ川東岸で城塞の言及が比較的早期にみられることが理解されるであろう。ただ注意しなくてはならないのは、これらの史料所見が城塞の初出年代であった、建設年代ではないことである。ここでわれわれの情報源がもつばら修道院証書集に限定されることが、大きな足枷となってくる。以上に挙げた城塞は、この地域で唯一の私有城塞であったソペイラを除けば、修道院に譲渡された土地の所在地を表示する際に言及されるにすぎない。それゆえ、この場合には修道院が城塞近郊の土地を購入や寄進をつうじて獲得しなかり、城塞は史料に登場しないことになるのである。

とはいえ、ノゲーラ・リバゴルサーナ川流域における城塞の数は比較的多かったといつてよいであろう。表1の二一の城塞はおおよそ六〇〇平方キロメートルという狭い領域のなかに点在して



いる。しかも一つの渓谷に一つ以上の城塞がしばしば渓谷底部を貫く要路を防御する形で系統的に配置されているのである。<sup>67)</sup> 城塞間の平均距離を一律にはじきだして、パリアースの城塞の密度はカタルーニャ全体で最も低かったといった説明がしばしばなされるが、それはつねに現在のカタルーニャ自治州の境界であるノゲラ・リバゴルサーナ川東岸以東のデータであり、空間的な一体性をもっていた渓谷ごとの地理的・歴史的経緯を無視した説明にすぎない。<sup>68)</sup> また、そもそもピレネー諸地域は自然の障壁によって周囲とは隔絶されているので、防御に適した渓谷そのものがローマ期以前から重要な生活単位となっていて、城塞は防御や領域の組織化という点で副次的な役割しか担っていなかったともいわれている。<sup>69)</sup> けれども、ピレネー諸地域の中でノゲラ・リバゴルサーナ川流域ほど、城塞が早い時期から戦略的に配置されていたようにみえる地域はほかにないことをここで指摘しておきたい。

先にあえて領域区分として登場する渓谷を挙げた。それらは、前述のように城塞拠点の地名をもって呼ばれるのが通例であった。じつをいうと、そうした領域区分は城塞の付属領域として登場するのがむしろ通例であって、渓谷という言葉を検出する方がはるかに困難なのである。それらは、ときには一つの渓谷よりもずっと狭い下位区分をなしていたり、逆に複数の渓谷にまたがっていたりもするが、通常は同一の領域がさまざまな表示方法とともに城塞の付属領域として登場し、それがときおり渓谷としても言及されるということである。典型的な表示方法としては、次のようなものがある。すなわち、「私は貴方に、アウレット城の付属領

域における、アベリヤーナと呼ばれるロクスにある私の耕地を売却する」。<sup>70)</sup>

表1を参照すれば明らかなように、領域呼称のうえでカストルムを筆頭とする城塞領域の所見が渓谷のそれよりもずっと多く、かつ時間的にも先行している。また、とくにテリトリウム(territorium)やスプウルビウム(suburbium)は、本来はローマ(西ゴート期のキウィタース(civitas)の管轄領域に關係する言葉である。<sup>71)</sup> こうしたローマ(西ゴート期の用語法の継承と歪曲化については、たとえば西のイサベナ河谷では九五六年に司教座がおかれた城塞集落ロダ・デ・イサベナや、<sup>72)</sup> アンダルスとの辺境地帯に位置していたファントーバ<sup>73)</sup>、東では二つの定住核で構成されていたセウ・ドウルジェイの城塞集落カステルシウター<sup>74)</sup>などがまさしくキウィタースと呼ばれており、カタルーニャ全域に広くみられた現象なので驚くにはあたらない。ただ、以上のように土地の所在地が城塞領域によって明示される表示方法は、パリアースおよびリバゴルサーナ以外では、いかに早くとも八八〇年頃から少しずつ増えてゆくにすぎない。たとえば、パリアースと隣接するウルジェイでは、八九六年を待たなくてはならないのに対して、<sup>75)</sup> ノゲラ・リバゴルサーナ川流域では、九世紀前半から河谷全体が城塞領域によってほぼ埋めつくされている。しかも八二三年初出のアレンの領域は、八一七年に初出するノゲラ・パリアレサ川流域のアルプロの城塞領域<sup>76)</sup>に次いで、カタルーニャ全体で二番目に早い所見である。他方、西方のアラゴンやナバーラでは、前述のようにピレネー山中の交通路を監視すべく城塞が幾つか建設されているが、それらは修道院の帰属領域の内部、あ

るいはその境界標識として登場するだけである。<sup>75)</sup> ノゲーラ・リバゴルサーナ川流域では、これとは逆に、城塞領域の内部に修道院が所在するという形をとるのである。

ガスパール・フェリウは、パリアース・リバゴルサでは城塞を意味するカストルムとカステッルムという言葉が混同されて使用されていたと主張している。<sup>76)</sup> この主張が意味するところは明白である。人々が山岳地帯に居を移すという現象は、何もイスラーム侵攻の時期に特有であつたわけではない。ローマ帝政末期の社会的経済的危機の最中にも、より安全な高地に身を隠すことが頻繁に行われており、その際にはカステッルムやオッピドゥム (oppidum) と呼ばれる防備定住地が形成されることがあつた。<sup>77)</sup> それらはしばしば既存の定住地のそばに形成されたため、二重村落という形態をとることとなる。たとえば、前述のセウ・ドウルジェイは、司教座聖堂教会が所在する定住核と、カステッルムを中心に形成された定住核からなる二重村落の典型例である。<sup>78)</sup> フェリウはこの場合と同様に、パリアースの城塞がもともとローマ帝政末期に建設されたカステッルムであつて、表1のようにカストルムと書かれるのは単なる言葉の誤りと考えているのである。それゆえ、この地域における先進性は、彼によれば逆にアルカイックとみなされることになる。

だが、こうした主張が孕む重要な問題をフェリウはみすこしてしている。イタリア中部のラティウム<sup>79)</sup>、南フランスのプロヴァンス<sup>80)</sup> やラングドック<sup>81)</sup>、さらにはカタルーニャにいたるまで、カステッルムという言葉は城塞建築もしくは防備定住地そのものを意味するのが通例でそもそも領域的な概念ではない。それゆえ、某

カストルムの付属領域において (in apenditio de castro X) がカステッルムと混同されている可能性はあつても、表1で最も頻繁に登場する「某カストルムにおいて (in castro X)」がカステッルムである可能性はやはりありえないように思われる。仮にローマ帝政末期のカステッルムの周囲に付属領域が編成されて、それがカストルムと呼ばれるようになったとしよう。その場合、一般にバン領主制に代表される強権的な領主支配の成立と連動するものと想定されているインカステラメント現象が、ローマ帝政末期の城塞を核として芽吹いていたことになる。だが、インカステラメント・モデルは社会構造の急激な転換があつたとする断絶論を基調としており、フェリウ自身もそれを認めているようなのである。それゆえ、カストルムという言葉が領域として用いられていることの意味を、広い視野に立つてあらためて問い直す必要がある。南フランス諸地域においてカストルムが領域を意味するようになるには、一世紀後半、ことによっては二世紀を待たなくてはならない。<sup>82)</sup> もちろんその段階には、比較的コンパクトな単一の城塞集落の領域を意味するのであつて、幾つもの定住地を内包するバークスなないコミタートゥスの下位区分ではない。たとえばラングドックでは、後者の例として、某ウィカーリアにおいて (in vicaria X) という表現がとまおり用いられる。<sup>83)</sup> 「ウィカーリア」という言葉は、伯の公役人ウィカーリウス (vicarius) の管轄区と解釈されてきたが、実態は逆で、もともとはローマ期の散居定住地であるウィクス (vici) に由来する領域概念であり、むしろウィカーリウスがウィカーリアから派生したと想定されている。<sup>84)</sup> それゆえ、その起源をつきとめるのがおよそ不可能なほ

ど古い領域の記憶が、この地では依然として残されていたのである。

他方、イベリア半島におけるウィクスは、ローマ西ゴート支配が貫徹しなかったとされる山岳地帯にもっぱら分布していることから、ローマ期以前の先住民の定住地に由来するものと思定されている。<sup>87)</sup> カタルーニャでは、有名なところ(ビク(Vic))が挙げられるし、また八三九年に奉獻されたウルジェイ司教座聖堂教会は「ウィクスと呼ばれるロクス(Loco qui dicitur Vicus)」に所在し、これがセウ・ドウルジェイの一方の定住核に相当する。<sup>88)</sup> マヌエル・リウヤガスパール・フェリウは、カタルーニャではこうしたウィクスの領域が「某溪谷において」という形で登場するとしているから、ラングドックのウイカーリアとカタルーニャの「溪谷」は実態としてはほぼ同一であったことになる。<sup>89)</sup> こうして、これらの古い空間組織が残存するなかでは、城塞が重要な地位を占めることはけつしてなかったという結論に達してしまうのである。事実、ウィクスとカステルムからなるセウ・ドウルジェイの領域がカストルムとして登場するのは、ずっと遅れて九二一年になってからなのである。<sup>90)</sup>

ふたたびノゲラ・リバゴルサーナ川流域に目を転じてみよう。前述のように、この地域では「某カストルムにおいて」という表現が「某溪谷において」という表現よりも先んじていて、より頻繁に使用されており、場合によっては、すでに一つの溪谷領域が複数のカストルム領域に分かたれている。ここでは城塞を核とした領域区分が早期に登場するし、カストルムという言葉自体が領域的な概念として登場するのも、カタルーニャのみならず地中海

沿岸部諸地域で最も早期の例の一つということさえできるかもしれない。さらに付け加えるならば、氏族名を冠したウィクスがしばしば登場するカタルーニャにあつて、この地域ではウィクスの所見もそれに由来する地名も検出されない。それゆえ、古い領域区分が一掃され、複数のカストルム領域に分節化された地域がすでに九世紀前半の段階で編成されていたのである。

この点をもう少し掘り下げるべく、以下ではカストルム領域の内部構造を、情報量が最も豊富なオリットのを例にとつて検討してみたい。表2は、同領域内部に分布する城塞、修道院、主要なウイラおよびロクスの一覧である。オリットのカストルム領域は、ノゲラ・リバゴルサーナ川東岸から西岸におよぶかなり広大な領域であつた(地図)。なお、境界地点としたウイラまたはロクスは、アレン、ベリヤシア、ミラーリエスといった別のカストルム領域においてもときおり登場するものである。これにしたがえば、西岸では、河川沿いに南北に細長く伸びた領域がアレンおよびベリヤシアの領域と隣接していて、東岸では、ミラーリエス川とアスブルガフレータ溪谷との間で東西に伸びた領域がミラーリエスの領域と隣接していたことになる。また、東岸の領域の東端については、アスブルガ・ダ・セツラがビウ・ダ・リヤバータのカストルム領域に属していることから、<sup>91)</sup> ちょうど同地のあたりでその領域と隣接していたと推測される。他方、この広大な領域にはソペイラのカストルム領域や、一〇世紀末葉にモンタニャーナの城塞領域が定着するまでパーグスの南限をなしていたものと推測されるアスブルガフレータ溪谷などが含まれており、いわば複層構造をなしている。とくにソペイラは西岸に位置する

が、「ソペイラから流れる川 (rigo qui discurrit de Supetra)」が東岸のオローベなるウイラの内部に達していることから、ソペイラ領域もまた西岸から東岸に跨っていたと考えてよさそうである。また、もともとウイラがロクスと呼ばれていたサペイラとトロゴは、それぞれ九七九年と九八四年に「付属領域において (in apendicio)」という表現とともに、下位の領域区分として登場するようになる。<sup>83)</sup>

ついで領域の内部に散在するウイラとロクスに目を転じてみよう。一見して理解されるように、カストルム領域とウイラまたはロクスとの間にはある種の序列関係がある。しかしウイラとロクスの関係については、同一の対象がウイラと呼ばれたりロクスと呼ばれたりするので、いささか判然としない。たとえばオリベールなるウイラは、八四六年にサン・ジェニス教会ともどもアラオン修道院に売却された単一の所有者の農業経営中心として登場する。<sup>84)</sup>ところが八五一年にはロクスとしてふたたび登場し、その内部にはフアフリカなるウイラが存在している。<sup>85)</sup>この場合、ウイラは単一の所有者家族に帰属する経営中心として用いられ、ロクスはそれらを内に含む一種の村落領域として現れているようであり、いちおう区別されていたようにみえる。オリベールという同一の地名をもっているのは、まず経営中心としてのウイラが形成され、その周囲に入植や開墾をつうじて新たな経営領域が創出されたために、全体が最初の経営中心の名称を継承したということであろうか。

これと類似のケースとしては、トロゴなるウイラが挙げられる。表3は、九世紀に取引された同地所在の土地財産の一覧である。

ここでみられるように、トロゴは、八八〇年頃を境にロクスと呼ばれるようになる。だが、オリベールのように、経営中心としてのウイラと、それを取り巻く領域としてのロクスという関係はここでははっきりと出てこない。八三八年にウイラの四分の一が売却されているが、ここに登場するウイラはむしろ複数の所有者の地片が混在する村落と化しているようであり、これとロクスは構造的に異なるものではなかったようにみえる。実際、九世紀以降のウイラには、複数の所有者に帰属する地片の集合体として登場するものがしばしばあり、この段階では村落、あるいはたんなる地理的な枠組みと化してしまったものも少なくない。たとえば、オリベールの近隣に所在するオローベなるウイラでは、複数の所有者に帰属する一三もの地片がミラーリエス川とノゲラ・リバゴルサーナ川の合流地点で境を接しつつ密集している。アラオン修道院は、八四一年から八五二年にいたるまでじつに一〇年の年月をかけて、それらの地片を集中的に購入したのである(表4)。

ここでは、アグアルヌスの子ドナトウスが父の自用地から相続した耕地を、同じく後者の子アンセムドウスもまた父の自用地から相続した耕地をそれぞれ所有している。これは、父子三代にわたる分割相続の過程で土地が極限まで細分化していったことを示唆している。他方、ブランドリクスの耕地は、カルデドウスなる人物から購入したものである。このカルデドウスは、アンセムドウスの耕地のそばに別の地片も所有している。このように、分割相続によつて極度に細分化した耕地がさらに売買の対象となることで、ウイラ内の所有関係はたえまなく複雑化してゆく傾向にあった。そして、オローベもまた八五〇年頃を境にロクス



と呼ばれるようになっていた。表4の耕地はすべてノゲーラ・リバゴルサーナ川の畔の同じ場所に密集している。この場合、ウイラからロクスへの変化はたんに言葉の問題であったことになる。とすれば、これは何を意味しているのだろうか。

そもそも、こうしたウイラからロクスへという変化は、同時期のアラゴンなどと比較するとかかなり異質である。本来ウイラはローマ帝政末期の農業経営の中心を指す言葉であり、単一の所有者に帰属する事実上の所領といふべきものである。その意味で、オリベーラの場合のウイラやその派生語であるウイラール(villar)は、本質的にローマ帝政末期の用語法の系譜にあつたといつてよい。これに対して、ロクスはよりニュートラルな意味合いで用いられることが多く、アラゴンでは、修道院の入植・開墾事業によってロクスがウイラに変化する傾向がしばしば生じていた。<sup>95</sup> また、より一般的には、ロクスはウイラ領域内部の様々な場所を指すのが通例であつて、オリベーラのようにその逆といふのはめずらしい。さらに九世紀以降のウイラには、オローベのように事実上の村落と呼ぶほかに類繁に登場してくるが、それだからといつてこの段階でウイラという言葉が失われてゆくことは通常は考えられないのである。

こうした傾向が地中海沿岸部諸地域で一般にみられるようになるのは、地域によってそのリズムに偏差はあるものの、城塞を中心とした高地防備集落としてのカストルムの形成過程が始動する一世紀から、今日も幾分か残存する比較的コンパクトな集住形態がほぼ成立をみる一三世紀までの時期である。そのあいだに領主の居城を中心として、従来の散居型定住形態から、囲壁や柵

で囲まれた内郭に家屋が密集する集住形態に移行し、その周囲には耕区や放牧区が組織的に再編されてゆく。この過程では、城塞を中心としたカストルム領域が集落付属の領域として編成され、従来のウイラはその内部に取りこまれて、本来の定住中心としての意義を失つてゆくのである。地域によっては、ウイラという言葉はすぐさま失われることはなく、カストルムとウイラの併存という状態が一三世紀をつうじて続くこともあつたが、<sup>97</sup> 一三世紀には城塞を備えた集落とその領域はカストルムと呼ばれるのが通例となる。なお、こうした過程と並行して、城塞をもたない村落が中世盛期以降にしばしばロクスと呼ばれることをここでは指摘しておきたい。<sup>98</sup>

## 五 結論

本稿は、地中海沿岸部諸地域で一般に一世紀以降に始動するとされる現象が、リバゴルサでは早くも九世紀前半の段階で全面的に進行していたと主張するものではけつてない。前述のとおり、ノゲーラ・リバゴルサーナ川流域の城塞群には、九七一年に私人によってアラオン修道院に寄進されたソペイラを除いて、私有の城塞は検出されない。むしろ、史料の伝来状況に起因する面がかなりあることは否めないが、各渓谷に一つの城塞という比較的系統的な配置の仕方からみても、同河川流域の城塞群は、どちらかといえば、伯主導で組織的に創出された軍事・行政拠点という性格がやはり色濃かつたようにみうけられる。それゆえ、カステリヨ・ダ・トーがパリアーヌ伯ラモン三世によって私人に売却されたのはおよやく一〇四〇年のことであつた。<sup>99</sup> また、ギリペル



トウスなるセニョール(senior)の下でオリットとアレンの城主となっていたラドルフ・オリオルが、パリヤース伯ラモン三世といわゆる「封建的約定(コンウエニエント[conventientia])」をとりむすんだのも、やはり同じ頃である<sup>80)</sup>。

とはいえ、当時の書記が、カストルムやカステルムといった城塞に関係する言葉を使用しながら、紀元千年以降に典型的な空間認知の様式をすでに先取りしていたことはまぎれもない事実である。たしかにその内実は、一つの城塞に一つの定住領域が対応するような緊縮した形態にまで発達しておらず、複数の定住地を内部に含むつえに、従来の溪谷やウイクスの領域を継承したにすぎないような場合も少なくなかったであろう。けれども、特定のカストルム領域の内部に、別の城塞を中心とする下位区分が次第に創出されてきていたことから明らかなように、城塞が領域編成の中心であり、その新設に応じて空間がたえまなく分節化されてゆくものであるという認識は確実に、九世紀前半の段階で広く共有されていたとみることが出来る。そこでは、独立シヤテルニーの根幹をなす強権的な領主権力の発達も、それを地誌的に支える緊縮した城塞集落の形成もおよそ検出することはできないが、そうした現象を想起させるような用語法がすでに生成していたことが、この点を裏書している。それゆえ、紀元千年以降に急激に進行するとされるこれらの現象は、社会構造の断絶に全面的に帰せられるものではなく、むしろ九世紀からきわめて緩やかに進行しつつあった領域編成の変動過程の延長線上に位置づけられるべきであろう。それはまさに、社会変動の始点でなく、むしろ長期にわたる変動過程の終着点であったと考えられるのである。

## 註

- ① P. Bonnassie, *Du Rhône à la Galice : genèse et modalités du régime féodal. Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen*(X<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles), Colloque, Rome 1978, Rome, 1980, pp.17-55.
- ② M. Zimmermann(ed.), *Les sociétés méridionales autour de l'an mil. Répertoire des sources et documents commentés*, Toulouse, 1992.
- ③ C. Estepa Diez, *Formación y consolidación del feudalismo en Castilla y León. En torno al feudalismo hispánico. I Congreso de Estudios Medievales, Ávila, 1989*, pp.157-256; J. M. Mínguez, *Las sociedades feudales. I. Antecedentes, formación y expansión (siglos VI al XIII)*, Madrid, 1994; Id., *Antecedentes y primeras manifestaciones del feudalismo astur-leonés. En torno al feudalismo hispánico*, pp.85-120.
- ④ J. J. Larrea, *La Navarre du IV<sup>e</sup> au XII<sup>e</sup> siècle. Peuplement et société*, Bruxelles, 1998; C. Laliena Corbera, *La formación del Estado feudal. Aragón y Navarra en la época de Pedro I. Huesca, 1996*, 書籍「九・一〇世紀のイベリ半島の農村構造 地域的類型化の試み」『史学雑誌』第一〇七號(第三号)一九九八年 三八頁 六三頁。
- ⑤ J. M. Sarrach, *Les féodalités méridionales: des Alpes à la Galice. E. Bournazel et J.-P. Poly (eds.), Les féodalités*, Paris, 1998, pp.313-388; Id., *Orígenes i transformacions de la senyoria a Catalunya (segles IX-XIII). Les senyories medievals. Una visió sobre les formes del poder feudal*(*Revista d'història medieval* 8), Valencia, 1997, pp.25-55.
- ⑥ P. Bonnassie, *La Catalogne du milieu du X<sup>e</sup> à la fin du XI<sup>e</sup> siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., 1975-1976; B. Cabanero Subiza, *Los castillos catalanes del siglo X. Circunstancias históricas y cuestiones arquitectónicas*, Zaragoza, 1996.
- ⑦ G. Duby, *La société aux XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles dans la région mâconnaise*(1953), Paris, 1988.
- ⑧ C. Laliena Corbera et Ph. Sénac, *Musulmans et chrétiens dans le haut Moyen Age: aux origines de la reconquête aragonaise*, Paris, 1991.



と触れられている。ABADAL, p.20-24.

⑤ ダバダルにみれば、この人物は、かつてのガスコニー大公ロフ・サンテュルの流れをくむロトル伯ロフ・ドナート・ド・トゥールズ伯ロフの娘とのめがたに生まれた息子である。ABADAL, p.127.

⑥ J. M. Lacarra, *Textos navarros del Códice de Roda*, *Estudios de Edad Media de la Corona de Aragón*, 1, 1945, p.234.

⑦ 『マニホン改訂年代記』に於て「この時期にロバートルサ・バリエースとパリアス・serviebat Mauris」云々の。だが、この歴史叙述は、マニホン一冊の題名と最初のロバートルサ伯ロナルドの功績を賞賛する目的の書かたによるので、断片的に受け取ってよいから、これを疑問とする。ABADAL, p.24. 他方、ロバートルサがエタ・ガリシタスとの結婚によってロトルの縁から東のロバートルズを獲得したことが述べられているが、その真偽のほどは判断しない。マニホン地方のサン・ピエロ・ド・シムサ修道院に由来する九四一年頃の土地売却文書に於て、年代の記述部分にハート国王の支配領域が「ハントローナからホルターニヤの渓谷まで（a Pampliona usque in balie Boletana）」とあり、この「ホルターニヤ」は、ロトルの縁から東に位置するロトル地方を指している。A. Ubieta Arreta, *Cartulario de Siresa*, Zaragoza, 1986, doc.no.9(941?)

⑧ ABADAL, p.20.

⑨ CA, doc.no.93(913, II), 97, 98(915, IV), 99(917, IV), 106(930-936), 113(954, VII, 3).

⑩ ABADAL, doc.no.154(947, III).

⑪ CA, doc.no.127(962, VI).

⑫ ABADAL, doc.no.236(975).

⑬ ABADAL, doc.no.145(939, IV, 30).

⑭ ABADAL, doc.no.159(949, V).

⑮ ABADAL, doc.no.161(950, III).

⑯ ABADAL, p.20.

⑰ CA, doc.no.117(957), 132(964), 151(973), 162(975), 163(977), 170(979), 171, 172(979); ABADAL, doc.no.287(988-990).

⑱ ABADAL, doc.no.172(958); CA, doc.no.202(988-994).

⑲ ロタ司教とウルジエノ司教との司教区の境界をめぐる一〇四〇年の協定に於て、ノーゲーロ・ロバートルサ・ナ川流域のすべてがパリアス伯領に属するものとされている。VILLANUEVA, XI, doc.no.9(1040); P. de Marca, *Marca Hispanica sive limes hispanicus*, (Paris, 1688),

Barcelona, 1998, doc.no.219(1040). 他方、元ロタ司教とロバートル修道院に隣接していたサロモンが、マニホン国王エネロー一世とロタ司教ロベに、ロタ司教区の範囲を教えた一〇九五年の書簡では、同司教区は「シムカと呼ばれる川、シムカ川からノーゲーロ川まで、そしてメナスからグナバール城まで（a flumine, quod dicitur Cincia vel Cinea usque ad Nuceriolan et a Benasco usque ad castrum Benavarr）」であり、その間にあった修道院のなかにロバートル修道院もマニホン修道院に属する。VILLANUEVA, XV, doc.no.63(1095). だが、この段階でマニホン修道院がロタ司教の管轄に属していたことは、同時期の文書でロタ司教と同修道院長とがその管轄を握っていることから判断して疑いなくである。

⑳ Ramon d'Abadal i de Vinyals, *Els diplomes carolingis a Catalunya* (Catalunya carolingia, II), 2 vols., Barcelona, 1952, Urgell, doc.no.3(835, III, 12): «Id est Orgellitaniam, Bergitanam, Certaniensem, Paleariensem, Anabiensem, Cardosetanam, Terbiensem, Gestabiensem et Ripacorrensem»; doc.no.4(860, IX, 19): «Certanienensis vero pagi et Libienensis et Bergitanensis, Palatriensis quoque atque Ripachurcensis, Gestabiensis atque Cardosensis, Anabiensis ac Tirbiensis».

㉑ たぐりて、種姓に分類する《pagus Gestabiensis》は、シムカ川最上流域、シムネー山脈奥深くに位置する現在のジस्ताウ（ジस्ताイン）に由来する。五十六年のウエスカ回教サヤンケンテヤリスの勅旨に於て、この地がその《locus Gestavi》として登場するが、それは現在のロバートルサ語をそのシムカ川東部に由来する《terra Labetosano》と《terra Terrantonensis》とで区別された種姓別位階をこのこととしたことが疑われない。A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la catedral de Huesca*, 2 vols., Zaragoza, 1965-1969, doc.no.2(576?)

㉒ ロバートルサに於ける「ターエットの初冊」 DMO, doc.no.44 (h.960, I, 1).

㉓ 既にパリアースに於て、カタルーニヤ全域で最も早い時期に「ターエリス」の用例がある。エネローロバートルが発給した八四九年頃のロバートル修道院の特権文書に於て《infra comitatu nostro》「同くエネローロバートル伯ロモンに於て八五九年八月に発給されたサン・メアンス・タ・シエリ修道院の特権状」に於て《in comitatu nostro Pallariensis》と記されている。ABADAL, doc.no.40(848-849, IV), 55(859, VIII). したがって、所見は、その「ターエ」が「孤」に由来するもの、最終に





12.

100 P. Bonnassie, *La Catalogne*, t.1, pp.97-98.

101 P. Toubert, *Les structures du Latium médiéval. Le Latium méridional et la Sabine du IX<sup>e</sup> siècle à la fin du XII<sup>e</sup> siècle*, 2 vols., Rome, 1973, pp.305-368.

102 十木 輝隆「一世紀のローマンス地方におけるカストルムの形成過程」『国史学』 第九十八号 三三三頁 五〇頁。

103 M. Bourin-Derruan, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: genèse d'une sociabilité*(X<sup>e</sup>-XIV<sup>e</sup> siècles), 2 vols., Paris, 1987, t.1, pp.63-64.

104 徳島 参照。

105 E. Magnou-Nortier, *La société laïque et l'Eglise dans la province ecclésiastique de Narbonne*( zone cis-pyrénéenne ) de la fin du VIII<sup>e</sup> à la fin du XI<sup>e</sup> siècle, Toulouse, 1974, p.153.

106 佐藤 隆「ノルマン時代のロヴェルノスとノルマン」『ボスニア・ローマのノルマン時代の歴史』 筑波書庫 二〇〇〇年 二二二頁 二二六頁。

107 M del Rosario Pérez Centeno, *Ciudad y territorio*, pp.11-12; Th. F. Glick, *From Muslim Fortress*, p.4.

108 C. Baraut, *Les actes de consagrations des églises del bisbat d'Urgell*, Urgellia, 1, 1978, doc.no.2 (839, XI, 1).

109 G. Feliu i Montfort, *La població*, p.379.

110 *Ibid.*, p.390, nota 116.

111 CA, doc.no.184 (984, III); ABADAL, doc.no.154 (947, III).

112 CA, doc.no.31 (852, III, 20).

113 CA, doc.no.173 (979, IV), 182 (984, II).

114 CA, doc.no.19 (846, I).

115 CA, doc.no.27 (851, III, 28).

116 岩崎「巖本郷」 四〇頁 四六頁。

117 十木 輝隆 論文 三三三頁 五〇頁。 M. Bourin-Derruan, *Villages médiévaux*, t.1, pp.63-64.

118 Cfr., A. Ubieta Arreta, *Historia de Aragón. Los pueblos y los despoblados*, 3 vols., Zaragoza, 1984.

100 F. Miquell Rosell, *Liber Feudorum Mayor*, 2 vols., Barcelona, 1945, t.1, doc.no.141 (1028-1047). 五五二頁。伯仲三三三頁。次の子に誓約すること。ちなわち、伯に對してつねに開城しつてつて、伯が城塞に對して行つておらぬる措置に背かなこと。自身のセイルたるキリヘルトウスが死んだのちには、伯に對して地蔵 *directa fidei* )を誓ひつておらぬ。



表1：ノゲラ・リバゴルサーナ川流域における城塞と城塞領域

	城 塞	初出	領 域 表 示 (言及数 / 初出年代)	備 考
東 岸	アドンス Adons	960	in castro Adons( 4/960 )	
	カステリョ・ダ・トー Castelló de Tor	900	in terra Castellonense( 1/903 ) in castro Castillon( 1/987-995 ) in Castelló( 1/900 )	
	アローラス Erolas	893	in castro Erolas( 1/894 )	
	グルブ Gurp	969	in castro Gorv( 6/969 )	
	リヤスターリ Llastarri	956	in suburbi Lastarre( 1/851 ) in valle Lastariense( 1/909 ) in apenditioni de Lastarr( 1/956 ) in castro Lastarr( 5/959 )	城塞領域と渓谷領域とが一致せず 前者はペイラ渓谷に展開 .
	ミラーリエス Miralles	837	in castro Miralias( 9/837 ) in suburbio castro Miralias( 1/853 ) in apendicio de castro Miralias( 3/886 )	
	オリット Orrit	826	in pago Orritense( 20/806-814 ) in valle Orritense [ castello ] ( 12/838 ) in territorij de castro Orritense( 10/845 ) in suburbio Orritense( 1/852 ) in apendicio [ de castro ] Orritense( 5/868 ) in castro Orritense( 12/826 )	ミラーリエス川付近でミラーリエス領域、アラオン付近でアレン領域と隣接、アスブルガフレダ渓谷が内部に .
	サペイラ Sapeira	979	in apendicio de illa Petra( 1/979 )	オリット領域の下位区分 .
	スエール Suert	955	in castro Suberte( 2/954 ) sub apendicionem Evertense( 1/939 )	
	ビウ・ダ・リャバータ Viu de Llevata	927	in castro Vivitan( 1/978 ) in pau de kastro Vivitan( 1/947 )	
西 岸	アレン Arén	823	in castro Arini( 7/823 ) in valle Ariniense( 1/845 ) in [ prope ] apenditio de castro Aring( 7/867 )	アラオン付近でオリット領域と隣接 .
	アウレット Aulet	851	in suburbia de castro Avolet( 1/851 ) infra territorio sub castro Avolet( 1/856 ) in apenditio de castro Avolet( 2/867 ) in castro Avolet( 9/874 )	
	ベリヤシア Bellasia	918	in[ prope ] castro Bellasia( 5/918 ) in apenditio castro Bellasia ( 1/974 ) in valle Vellasia( 1/987 )	
	カスタルネス Castarnés	979	in castro subtus Castellum Nigrum( 1/979 )	セニン領域の下位区分 .
	コルヌデーリャ Cornudella	968	in castro Cornutella( 3/968 ) in termino de castro Cornutella ( 1/977 ) a pago Cornutella( 1/987-995 ) in apendicio Cornutella ( 2/988-996 )	
	イスクレス Iscles	958	in [ fines de ] castro Agiscul( 5/967 )	
	モンタヌイ Montanuy	h.1000	in castro Montanui( 1/h.1000 )	セニン領域の下位区分 .
	モンタニャーナ Montañana	987-995	in castro Montagnana( 2/987-995 )	
	セニン Senin	975	in valle Singict( 2/938 )	
	ソペイラ Sapeira	871	in[ prope ] castr( castella ] Subpetra( 6/871 ) loco Subpetra( 4/869 )	オリット領域の下位区分 .
ソベルン Soperún	989	in valle Supertrung( 2/974 ) in apendicio Supertrung( 2/964 ) in castro Supertrung( 2/989 )		

表2：パグス・オリテンセ(オリットのカストルム領域)における城塞、渓谷、修道院、ウィラ、ロクス

	城塞・渓谷・修道院・ウィラ・ロクス	下位のウィラ・ロクス	備 考
Orrit (castrum)	Alaóir( monasterium )		Arén 領域との境界地点、ノゲラ川西岸
	Sopeira( castrum, castellum, locus )	villa Teuduli	ノゲラ川西岸
		Collum( locus )	Bellasia 領域との境界地点、ノゲラ川西岸
	Sapeira( villa, locus )	Saxum( locus )	ノゲラ川東岸
		El Ministeriol( locus )	ノゲラ川東岸
	Esplugafreda( valle )	Esplugafreda( villa )	S.Vicenç 教会、ノゲラ川東岸
		Belonce( locus )	ノゲラ川東岸
	Olobe( villa, locus )		S.Vicenç 教会、Miralles 領域との境界地点
	Torog( villa, locus )	Vilba( locus )	S.Clement 教会、ノゲラ川東岸
	Olibera( villa, locus )	villa Fabrica	S.Genis 教会、ノゲラ川東岸
	Junguer( locus )		ノゲラ川西岸
	Aries( villa )		Arén 領域との境界地点、ノゲラ川西岸
	Labicorte( villar, locus )		ノゲラ川西岸
	Frexane( villar )		Arén 領域との境界地点、ノゲラ川西岸
	Santa Bella( locus )		?
	Belga( villa, locus )		ノゲラ川東岸、Sapeira 近郊
	Belonce( locus )		Esplugafreda 渓谷に所在、ノゲラ川東岸
	Cananillas( locus )		Miralles 領域との境界地点

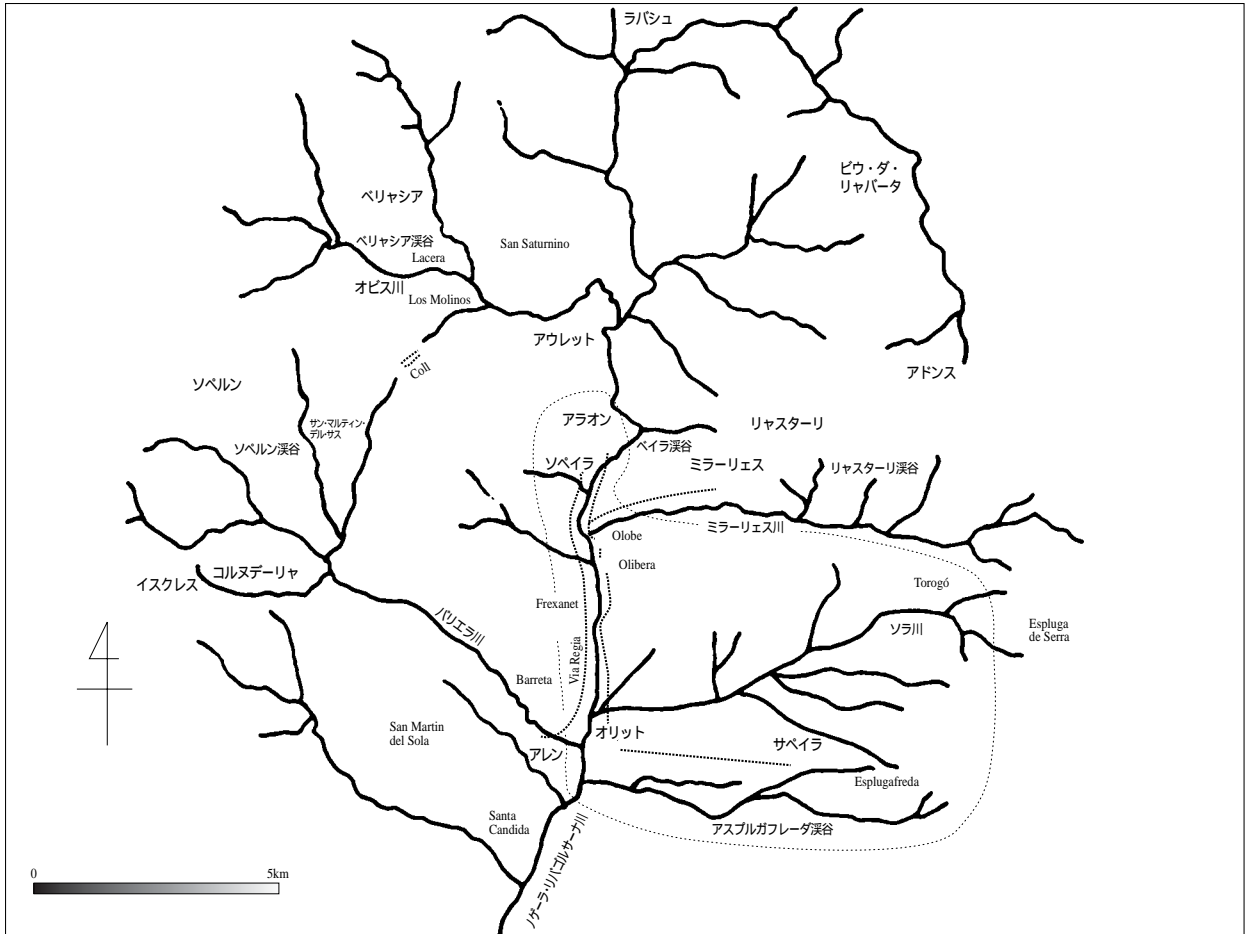
表3：トロゴ(Torogó)

代年	表示	土地所有者	土地物件	備考
838	villa	Spinefredes	villa Torogóの4分の1(casales, territorio, fundusとともに)	売却(CA, doc.no.9)
846	villa	Octarius	両親から相続したterra(2 modiatas): 東にAstarusとその息子, 西に修道院のterra	売却(CA, doc.no.23)
846	villa	Adica	両親から相続したterra(2 modiatas): 東にpadule, 西にOctariusのterra	売却(CA, doc.no.24)
863	villa	Barbaldus, Sisigernus, Aguarnus	父Egaldeから相続したportiones (villar, その領域, 取付道路, casales, pratis, pascuis, silvis)	売却(CA, doc.no.39)
868	villa	Leubila	両親の所有地から相続されたterra: そばに修道院のterra, 東にAstarusのterra, 境界標識の内部に公道	売却(CA, doc.no.44)
886	villa	Durabiles, Lupina	terras: 東には川沿いにあるvineasと川, 西にはSengefreda峠へと流れる川と修道院の土地	売却(CA, doc.no.62)
876-887	locus	Davidius, Eneco, Ramius, Argilum	terra: 父親のterraの2分の1, 東に修道院のterra terra: 4分の1, 東にMiroとGalindoのterra, 西に修道院のterra	寄進(CA, doc.no.63)
888	locus	Ermefruta	両親の所有地から相続されたterraの3分の1, 東にCurtesindaのterra, 西にLupilan(Leubila?)のterra	交換(CA, doc.no.64)

表4：オローベ(Olobe)

年代	史料(CA)	土地所有者	土地物件	隣接物	表示
841-845	10	司祭Reiricus, Calcedonia	terra(0.5 modiatas)	S.Vicenç教会のそば, 右手にOrritの前を通る道	villa
			terra	東の方角から左手に上のterra, そばをMiralles城に通ずる道	
845	11	Blandericus	Kalderedoから購入したterra(3 modiatas)	2辺が修道院の土地に, 残る2辺がRachoniの土地に隣接	villa
845	14	Donatus, Felicia	父Aguarnusの所有地から相続したterra	東にOrritに通ずる道, 北に修道院のterra	villa
			父Aguarnusの所有地から相続したterra	Orritに通ずる道, 修道院の土地, 南はIsaelのterra	
845	15	Ansemundus, 妹Ceno	父Donatus(14)の所有地から相続したcampusと周囲の家屋, 果樹		villa
845	16	Ansemundus, 妹Ceno	父Donatus(14)の所有地から相続したterra(1 modiatas)	Raconi, 北はIsael, 南はMakarelliのterras	villa
847	25	Garsao, Udiscalus	両親の所有地から相続したterra(3 modiatas)	1 modiatas分は, 残りの部分に隣接し, 西にはOrrit城に通ずる道	villa
847	26	Isael	両親の所有地から相続したterra(2 modiatas)	相互に隣接し, 西辺だけがOrrit城に通ずる道に隣接	villa
851	28	Miravella	両親の所有地から相続したterra	1辺が修道院(の土地), 1辺がMiralles城から流れる川, 1辺がオリットに通ずる道に隣接	locus
852	31	Fredemirus	両親の所有地から相続したterra	修道院のterra, Orritに通ずる道に隣接	locus
			両親の所有地から相続したterra	Sapeiraから流れる川, 修道院のterras, Miralles城へと通ずる道	
852	32	Ansemundus, 妹Ceno	3 terras	Richipandiのterra, Kalderediのterra, 修道院へ通ずる道にそれぞれ隣接	locus

地図：パergus・オリテンセとノゲラ・リバゴルサーナ川流域



□：城塞； ○：修道院； ⊕：教会の所在する定住地

.....：史料に登場する道

.....：パergus・オリテンセ（オリットのカストルム領域）